# 令和3年第3回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和3年度高松市一般会計補正予算(第2号)

現行予算額161,408,486千円補 正 額2,918,582千円補 正 後164,327,068千円

2 令和3年度高松市病院事業会計補正予算(第1号)

現行予算額10,625,548千円補正額59,980千円補正後10,685,528千円

3 令和3年度高松市下水道事業会計補正予算(第1号)

現行予算額20,362,259千円補 正 額14,622千円補 正 後20,376,881千円

# 4 高松市支所及び出張所設置条例の一部改正について

仏生山総合センターを設置し、及び仏生山出張所 を廃止することに伴い、改正するもの 公布の日から起算して10月を超 えない範囲内において規則で定め る日から施行

- (1) 支所を定める表に仏生山総合センターを追加するもの
- (2) 出張所を定める表から仏生山出張所を削るもの

#### 5 高松市仏生山交流センター条例の一部改正について

公布の日から施行

高松市仏生山交流センター内に設置する仏生山総合センター、高松 市仏生山保健センター等のそれぞれの管理の在り方を明確にする等の ため、改正するもの

(1) 高松市仏生山交流センターから、仏生山総合センター、高松市仏生山保健センターその 他市長が定める施設を除いたものを、「交流センター」として定義するもの

## 6 高松市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の グリーン化特例について対象を見直した上で、その期限 を延長する等のため、改正するもの 公布の日から施行
①(1)エはR4.1.1から施行
②(1)オ、カはR6.1.1から
施行

- (1) 高松市市税条例の一部改正
  - ア 市民税において、給与所得者及び公的年金等受給者が扶養親族申告書の提出に代えて 当該扶養親族申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる場合を 見直すもの
  - イ 市民税において、退職手当等の支払を受ける者が退職所得申告書の提出に代えて当該 退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる場合を定め るもの
  - ウ 市民税において、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律 の臨時特例に関する法律の適用を受けた場合には、住宅借入金等特別税額控除の適用期 間等を延長することとするもの
  - エ 市民税において、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除について、 その特例の期間を令和9年度まで5年間延長するもの
  - オ 市民税において、個人の市民税の均等割及び所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするもの
  - カ 市民税において、扶養親族申告書を提出する公的年金等受給者が有する扶養親族につ

いては、年齢16歳未満の者に限ることとするもの

- キ 市民税において、所要の規定整備をするもの
- ク 固定資産税において、所要の規定整備をするもの
- ケ 軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業 用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するもの
- コ 軽自動車税において、引用条項の整備をするもの
- (2) 高松市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 ア 市民税において、引用条項の整備をするもの

# 7 高松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

公布の日から施行

行政不服審査法施行令の一部改正に伴い改正するもの

- (1) 審査申出書に係る審査申出人の押印を不要とするもの
- (2) 口述書に係る提出者の署名押印を不要とするもの

#### 8 高松市保健センター条例の一部改正について

高松市仏生山保健センターを設置することに伴い改 正するもの 公布の日から起算して10月を超 えない範囲内において規則で定め る日から施行

- (1) 高松市仏生山保健センターの名称及び所在を定めるもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

#### 9 高松市牟礼源平広場条例の制定について

高松市牟礼源平広場の設置に伴い、制定するもの

- (1) 設置について定めるもの
- (2) 行為に係る許可について定めるもの
- (3) 広場の使用料について定めるもの
- (4) 行為の禁止について定めるもの
- (5) 広場の利用の禁止又は制限について定めるもの
- (6) 行為の許可の取消し等について定めるもの
- (7) 損害賠償について定めるもの
- (8) 原状回復の義務について定めるもの
- (9) 委任について定めるもの

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める 日から施行

## 10 公の施設の指定管理者の指定について

高松市仏生山交流センターの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 あなぶき・ことでんコンソーシアム
- (2) 指定の期間 R4.3.1~R9.3.31

## 11 財産の取得について

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(常備)ぎ装を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 68,530,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社岩本商会

## 12 工事請負契約について

高松競輪場ナイター照明設備等設置工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 286,000,000円
- (3) 契約の相手方 三和電業・讃州電気特定建設工事共同企業体

# (報告)

- 1 令和2年度高松市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和2年度高松市国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)繰越明許費繰越計算書
- 3 令和2年度高松市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 令和2年度高松市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 5 令和2年度高松市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 6 令和2年度高松市病院事業会計予算繰越計算書
- 7 令和2年度高松市下水道事業会計予算繰越計算書